

リスク の くすり

外貨預金篇

※このパンフレットは、リスク商品の注意点を理解していただくことを目的に作成したものです。リスク商品では、商品内容(特性、リスク、手数料など)を特によく理解のうえ、投資目的等に沿って、自分にあつた商品を選ぶようにしてください。実際の商品内容や取扱いは銀行によって異なりますので、各銀行の窓口にお問い合わせください。





外貨預金とは…



円ではなく、
外国の通貨で預ける預金のことです。

預ける

日本円 $\xrightarrow{\text{交換}}$ 外貨



引き出す

外貨 $\xrightarrow{\text{交換}}$ 日本円

世界の主要通貨で預けることができます。

取り扱っている通貨は銀行によって異なります。主なものは米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、イギリスポンド、カナダドル、スイスフランなどです。

円の預金と同じく普通預金と定期預金があります。

普通預金は、いつでも自由に出し入れができます。定期預金は、預け入れ期間が6カ月、1年と
いうようにあらかじめ決まっています、原則として満期までは引き出すことができません。

円の預金と違った注意点があります。

為替相場によっては、円に戻したときに元本割れすることがあります。また、多くの場合、円での
預入れ、引出しの際に為替手数料がかかります。外貨を直接預けたり、外貨のまま引き出したり
することもできる場合がありますが、その際にも多くの場合、手数料がかかります。

【外貨預金についての問診チェック】

次の項目のうち、答えが「はい」のものに☑チェックしてください。
ドクターがリスクに合ったおくすりを処方します。

- ① 外貨預金は、預金なので、当然、預金保険制度の対象である。
- ② 1ドル=100円から1ドル=110円になった場合、「円高」という。
- ③ 引出時の為替レートが重要であり、預入時の為替レートは気にしなくてもよい。
- ④ 外貨定期預金は、為替相場の変動をみて、自由に出し入れすることができる。
- ⑤ 年利2%の1年定期より、年利10%の1か月定期の方が受取る利息額は大きい。
- ⑥ 為替レートや為替手数料は、どの銀行でも同じである。
- ⑦ 外貨定期預金が満期になったら、必ず円に戻さなければならない。
- ⑧ 外貨預金は、金利が高い商品を選べば、円貨ベースで元本割れすることはない。
- ⑨ 外貨現金で預入れや引出しをすれば、手数料はかからない。
- ⑩ 外貨預金では確定申告の必要は一切ない。

【 診 断 】

①にチェックがついた人は

おくすり ①

②～⑥、⑧にチェックがついた人は

おくすり ②

⑦～⑨にチェックがついた人は

おくすり ③

②～⑧、⑩にチェックがついた人は

おくすり ④

おくすり ①



外貨預金は『預金保険制度』の対象外。 万一、の保証はありません。

あなたは「外貨預金」という言葉をはじめて聞いたのかもしれませんがね。そんなあなたにまず覚えていただきたいのが、「預金保険制度」についてです。預金保険制度とは、万が一金融機関が破綻したときに、預金を保護してくれる制度のこと。外貨預金はその対象外なので、万一の場合、銀行の財産状況によっては、預金の一部がカットされることもあるのです。取引金融機関の選択も含め、自己責任が問われますので、じゅうぶん注意しましょう。

ちなみに、現在、保護の対象となっている商品と保護の範囲は、下の表の通りです。

利息のつかない円普通預金	金額保護
円当座預金等	
利息のつく円普通預金	一銀行あたり合算して元本1,000万円までとその利息等を保護。1,000万円を超える部分は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われる（一部カットされることがある）。
円定期預金	
円定期積金	
ビッグ、ワイド等	
外貨預金	保護の対象外。破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われる（一部カットされることがある）。
譲渡性預金	
ヒット等	

問診票の項目は、すべて「いいえ」が正解です。

おくすり ②



金利に惹かれて即預入… の前に為替相場をチェック!

あなたはまだ、外貨預金にあまり馴染みがない様子。もしかしたら、高い金利がつく外貨預金は絶対に損はしないと思っていませんか。外貨預金は為替相場の変動を受けて、収益に大きな差がでます。預入れる前に、まずは為替レートと手数料（詳細はおくすり③へ）をしっかりチェックするのが重要なポイントです*。また、外貨定期預金だと、為替相場が好ましく変動しても、原則、中途解約できないことにも注意が必要です。さらに、表示された金利が適用される期間もきちんと確認してください。それでは、為替相場が10円動くと、預けたお金がどうなるのかを、下の図で見てみましょう。

*為替レートや手数料は銀行によって異なります。

為替損益の例

1万米ドルを預金 ※円での預入れ、引出しの場合。

■預入時の為替相場 / 1米ドル = 100円 1万米ドル = 100万円

円高米ドル安になると	円安米ドル高になると
1米ドル = 90円のとき 1万米ドルを円に戻すと	1米ドル = 110円のとき 1万米ドルを円に戻すと
90万円	110万円

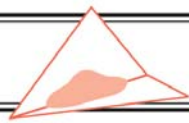
10万円の損失 (為替差損) 😞

10万円の利益 (為替差益) 😊

※為替相場の影響をわかりやすくするため、金利・為替手数料は考慮していません。

問診票の項目は、すべて「いいえ」が正解です。

おくすり ③



為替レートのチェックはOK。 でも手数料を忘れていませんか？

あなたは、なんとなく外貨預金を理解している様子。ところで、為替手数料などの手数料についてもきちんと把握していますか。為替手数料とは、円と外貨を交換する際に銀行に支払う手数料のこと。外貨にするときのレートをTTS、円に戻すときのレートをTTBといい、いずれも為替手数料が加味されたレートです。また、外貨現金での入金や引出など、通貨の交換を伴わない場合でも別途外貨取扱手数料が発生することが多いです。まずは、為替手数料が外貨預金にどれくらいの影響を及ぼすのか、下の図から学んでみましょう。

為替手数料の例

1万米ドルを預金(1年もの外貨定期預金、税引前年利1%)※円での預入れ、引出しの場合。

■預入時、満期引出時いずれの為替相場も1米ドル=100円、
TTS:101円、TTB:99円のと看

預入時			円貨での預入額
1万米ドル	×	TTS:101円	= 1,010,000円
満期引出時			円貨での受取額
(1万米ドル(元本) + 年利1%(利息))	×	TTB:99円	= 999,900円

金利1%で運用しても、この場合、為替手数料の影響で、円を受取れる金額は10,100円の損失となります。

10,100円の損 😞

※利息にかかる税金は考慮していません。※満期日に円で引出さずに、引き続き外貨で預けておくこともできます。

問診票の項目は、すべて「いいえ」が正解です。

おくすり ④



為替で収益が出たときは、 確定申告をお忘れなく！

為替リスクと手数料等について理解したあなたには、外貨預金にまつわる知識がかなり備わっています。そんなあなたは、為替でもうけが出たことがあるかも。「やったー！」と喜びたいところですが、その前にひとつ確認です。為替でもうけ（為替差益）が生じたときには、雑所得*1として確定申告*2をする必要があります。また、為替で損（為替差損）が生じたときには、ほかで生じた雑所得から、その分を差し引くことができます。源泉徴収されるのは利子の部分だけですので、くれぐれも申告漏れのないよう、注意しましょう。

*1) 給与所得、営業所得、農業所得、利子所得、不動産所得、配当所得等に当てはまらない所得のことです。

*2) 年収2,000万円以下の給与所得者で、給与所得、退職所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。

外貨預金にかかる税金の例

1万米ドルを預金(1年もの外貨定期預金、税引前年利1%) ※円での預入れ、引出しの場合。

■ 預入時の為替相場 / 1米ドル = 100円 1万米ドル = 100万円

円高に推移(1米ドル=90円のときに引出)

元本1万米ドル 900,000円	+	利子100ドル 9,000円
↓ 為替差損10万円		↓ 源泉分離課税として 1,800円支払う (納税は銀行が行う)
↓ 雑所得から控除可		

907,200円受取る

円安に推移(1米ドル=120円のときに引出)

元本1万米ドル 1,200,000円	+	利子100ドル 12,000円
↓ 為替差益20万円		↓ 源泉分離課税として 2,400円支払う (納税は銀行が行う)
↓ 雑所得となる		

1,209,600円受取る

※為替手数料は考慮していません。本事例は課税の仕組みを分かりやすく説明することを目的としたものため、実際の取扱いと異なる場合があります。税金に関する詳細は税理士等にご相談ください。

問診票の項目は、すべて「いいえ」が正解です。

「銀行とりひき相談所」電話番号・所在地一覧

(注)受付時間は、月～金(祝日および銀行休業日を除く)の原則として午前9時～午後5時です。

● 北海道・東北地方

- [札幌]Tel.011-271-7078 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5-3
- [青森]Tel.017-734-2580 〒030-0823 青森市橋本2-2-17
- [岩手]Tel.019-622-1842 〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-1-25
- [宮城]Tel.022-221-6391 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-4-1
- [秋田]Tel.018-863-9181～2 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47
- [山形]Tel.023-631-3655 〒990-0036 山形市三日町1-1-32
- [福島]Tel.024-522-6535 〒960-8041 福島市大町4-15

● 関東甲信越地方

- [茨城]Tel.029-221-3579 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35
- [栃木]Tel.028-637-3766 〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
- [群馬]Tel.027-221-4438 〒371-0026 前橋市大手町2-10-1
- [埼玉]Tel.048-829-2151 〒336-0007 さいたま市浦和区仲町1-4-10
- [千葉]Tel.043-222-8009 〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1
- [東京]Tel.03-5252-3772 〒100-8216 千代田区丸の内1-3-1
- [横浜]Tel.045-201-9853～4 〒231-0005 横浜市中区本町3-28
- [新潟]Tel.025-222-7845 〒951-8068 新潟市中央区大川前通7-1236-1
- [山梨]Tel.055-228-6013 〒400-0858 甲府市相生1-1-17
- [長野]Tel.0263-32-7122 〒390-0874 松本市大手3-1-1

● 北陸・東海地方

- [静岡]Tel.054-252-0148 〒420-0021 静岡市葵区茶町2-8-1
- [富山]Tel.076-421-8840 〒930-0046 富山市堤町通り1-3-5
- [石川]Tel.076-261-0510～2 〒920-0937 金沢市丸の内4-12
- [福井]Tel.0776-22-4669 〒910-0006 福井市中央1-3-12
- [岐阜]Tel.058-263-1155 〒500-8833 岐阜市神田町2-2
- [大垣]Tel.0584-74-2601～2 〒503-0887 大垣市郭町2-25
- [名古屋]Tel.052-231-7851 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-4-2
- [津]Tel.059-228-7772 〒514-0033 津市丸の内9-18

● 近畿地方

- [滋賀]Tel.077-522-1295 〒520-0056 大津市末広町1-1
- [京都]Tel.075-221-2134 〒604-0924
京都市中京区河原町二条下ル一之船入町535-2
- [大阪]Tel.06-6942-1612 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-3-5
- [神戸]Tel.078-331-2761 〒650-0033 神戸市中央区江戸町91-1
- [奈良]Tel.0742-22-7722 〒630-8213 奈良市登大路町36-2
- [和歌山]Tel.073-423-1403 〒640-8227 和歌山市西汀丁26

● 中国・四国地方

- [鳥取]Tel.0857-26-9555 〒680-0831 鳥取市栄町402
- [島根]Tel.0852-26-7133 〒690-0061 松江市白濁本町18
- [岡山]Tel.086-222-7621 〒700-0824 岡山市内山下1-5-1
- [広島]Tel.082-246-7361 〒730-0051 広島市中区大手町2-2-15
- [山口]Tel.0832-22-6176 〒750-0013 下関市入江町2-12
- [徳島]Tel.088-623-1158 〒770-0902 徳島市西新町2-5
- [香川]Tel.087-833-3671 〒760-8691 高松市亀井町7-15
- [愛媛]Tel.089-933-1331 〒790-0002 松山市二番町3-4-6
- [高知]Tel.088-823-3228 〒780-8690 高知市本町4-2-21

● 九州・沖縄地方

- [北九州]Tel.093-531-1481 〒802-0005 北九州市小倉北区堺町2-3-27
- [福岡]Tel.092-715-0331 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-5-17
- [久留米]Tel.0942-32-3375 〒830-0048 久留米市梅満町1029-11
- [佐賀]Tel.0952-25-3185 〒840-0812 佐賀市愛敬町8-25
- [長崎]Tel.095-822-2027 〒850-0874 長崎市魚の町2-27
- [佐世保]Tel.0956-24-6677 〒857-0054 佐世保市栄町7-1
- [熊本]Tel.096-354-6655 〒860-0017 熊本市練兵町69
- [大分]Tel.097-532-8178 〒870-8691 大分市府内町3-7-16
- [宮崎]Tel.0985-22-7231 〒880-0805 宮崎市橋通東1-7-4
- [鹿児島]Tel.099-222-8178 〒892-0821 鹿児島市名山町1-3-74
- [沖縄]Tel.098-866-5448 〒900-0032 那覇市松山2-27-1

全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 Tel.03-3216-3761 <http://www.zenginkyo.or.jp/>